

藤典侍論

——「夕霧」卷における雲居雁との贈答をめぐつて——

佐藤 洋美

一、藤典侍と雲居雁との関係性

『源氏物語』「夕霧」卷において、光源氏の息子、夕霧の二人の妻が歌の贈答をする。正妻である雲居雁は、夕霧が落葉の宮に心を奪われて關係を持つようになったことに嫉妬し、方違えという口実のもと、父である致仕の大内の邸に里帰りをしてしまう。そのような時、光源氏の腹心の従者、惟光の娘で夕霧の妻のひとりである藤典侍が雲居雁に歌をおくる。

いとどしく心よからぬ御氣色、あくがれまどひたまふほど、大殿の君は、日ごろ経るままに思し嘆くことしげし。典侍かかることを聞くに、我を世とともにゆるさぬものにのたまふなるに、かく悔りにくき」とも出で来にけるをと思ひて、文などは時々奉れば、聞こえたり。

① 数ならば身に知られまし世のうきを人のためにも濡らす袖かな
② 人の世のうきをあはれと見しかども身にかへんとは思はざりしを

とのみあるを、思しけるままとあはれに見る。

(「夕霧」④四八八（一）～四八九（一）頁)

夕霧は落葉の宮のことばかりを気にかけて落ち着かず、他方で雲居雁は日が経つにつれて心痛が重なるばかりであった。そうしたことを見いた藤典侍は、雲居雁が自分のことを「世とともにゆるさぬもの」と言っていることを知りながらも、見過ごせない事態であると想い、日頃から文を時々差し上げていたこともあり、雲居雁に傍線部①「数ならば」歌をおくる。その文を受け取った雲居雁は、歌の

内容に対して波線部「なまけやけし」と見ながらも、一方では藤典侍も平静ではないのだろうとも思い、傍線部②「人の世」の歌だけを認めて返事をしたのである。

藤典侍が雲居雁におくつた「数ならば」歌は、もしも私が人数に入る者であるならば我が身のこととして知られるであろう夫婦仲の辛さですが、私は人數ならぬ者であるためあなたのために袖を涙で濡らしていますと、雲居雁のように正式に結婚した立場にあるわけではない自分を卑下した歌であるととらえられ⁽²⁾、玉上琢彌は「あてつけの臭い」があるとしながらも「心からの同情には違いない」とする⁽³⁾。藤典侍は、これまで正妻である雲居雁の立場にはまつたく及ばなかつたものの、夕霧の夫人集團に皇女である落葉の宮が入つてきたことと状況が変化したことを感じ取り、まずは雲居雁に同情を示したのである。しかし、はたして「数ならば」歌はたんに雲居雁の辛さを思いやつたものであるのだろうか。加藤昌嘉は、藤典侍の「数ならば」歌は「雲居の雁に同情の気持ちを表しつつも、落葉の宮という共通の敵を得て正妻と同列に並び得た優越感をも覗かせる、屈折したものとなつてゐる」と述べ、「数ならば」の歌にはたんなる同情にとどまらず、雲居雁と肩を並べて夕霧の夫人の座を争おうとする藤典侍の意識がみえると指摘する⁽⁴⁾。

一方で、雲居雁の認識は藤典侍のそれとは異なる。雲居雁は藤典

侍からの文を受け取ったとき、「なまけやけし」という感情を抱く。この「なまけやけし」については、諸注釈において「よい加減きわだつた事を言う（あてつけている）」⁽⁵⁾、「何となく出過ぎた」と⁽⁶⁾、「いささか妙な手紙だ」⁽⁷⁾などの解釈がなされ、藤典侍の同情を素直には受け止めきれず、違和感を覚える雲居雁の感情が指摘されてきた。「けやけし」という語は「振る舞いが身分不相応でとんでもない」とと思われ⁽⁸⁾る場合などに用いられる明らかな「不快感」を示す⁽⁹⁾とばであり、雲居雁がここで「なまけやけし」という感情を抱く⁽¹⁰⁾ことが、未だ雲居雁自身は藤典侍よりも自分の方が上位にあると認識していることを示しているといえよう。また、雲居雁が藤典侍におくつた傍線部②「人の世」の歌については、「見くだしている者から受ける同情に誇りを傷つけられて、反発する」歌であると解するものがある一方で、「奇特によく思ひ入られたる事と感したる心」を読み取るものもあり、藤典侍の同情を受け入れて譲歩する雲居雁の心情も指摘されてきた⁽¹¹⁾。

それでは、当該場面における両者の関係性はどのようにとらえればよいのであろうか。これまで雲居雁が夕霧の正妻として確固たる地位を築いていたものの、そこに皇女である落葉の宮が入つてきただことで、妻のひとりである藤典侍はもちろんのこと、正妻である雲居雁の立場まで脅かされる可能性のある状況になつたことは重要

であろう。ここで注目したいのが、藤典侍が「典侍」という公的な役職を持つ女官であるということである。夕霧の正妻として公的な役割を持たない雲居雁に対して、藤典侍が「典侍」であるということは、雲居雁との関係性や藤典侍の物語全体を考えるとき、どのように関わってくるのであろうか。

本稿では、藤典侍と雲居雁との歌の贈答場面を始発として、藤典侍の物語のあり方をとらえ直し、藤典侍が「典侍」であるということに着目しつつ物語における両者の関係性について検討する。

二、藤典侍の物語と明石の君の物語

藤典侍の父である惟光は娘のもとに男性から文がおくれれていることを知ると怒りを露わにするが、それが夕霧からであると知ると態度を変え、次のように語る。

「この君達の、すこし人数に思しぬべからましかば、宮仕よりは、奉りてまし。殿の御心おきてを見るに、見そめたまひでん人を、御心とは忘れたまふまじきにこそ、いと頼もしけれ。明石の入道の例にやならまし」など言へど、みないそぎたちにたり。

(「少女」③ 六六頁)

惟光は受領の娘でありながらも光源氏に愛された明石の君に、自分の娘である藤典侍を重ねている。藤典侍は、「少女」卷において

惟光は、光源氏が一度見初めた女性を忘れる」となく心厚くもてなすように、夕霧が娘のことを一人前に扱ってくれるのならば、宮仕に出すよりも夕霧に奉りたいと語る。それは、「明石の入道の例」のようになることを期待したものでもあった。ただし、「明石の入道の例にやならまし」と語られていることから、惟光はそれを実現不可能なものと認識していたのであり、周囲の人々も「みないそぎたちにたり」と惟光の発言を無視して出仕の準備を進めるのであった。とはいっても、ここで惟光が「明石の入道の例」を引き合いに出してきたことには注目されよう。両者の物語はどのような共通性を持つのであろうか。

明石の入道は「近衛中将を棄てて」自ら申請して地方官である播磨守になつた人物であつたが（「若紫」①一〇二頁）、娘の明石の君は幼少の頃から帝か都の貴人の妻となるべく養育されてきた。^{〔12〕}光源氏の須磨流謫の折に、明石の入道は明石の君を光源氏に奉ることを決め、やがて両者は結ばれて娘である明石の姫君をもうけることとなるが、明石の姫君は紫の上に「太政大臣の后がねの姫君」として養育され（「常夏」③二三九頁）、のちに今上帝となる東宮に入内するのである。

五節の舞姫に選ばれたことで「津の守にて左京大夫かけたる」惟光の容貌などいとをかしげなる聞こえある娘として登場する（「少女」^③五九頁）。惟光は藤典侍をそのまま宮仕えさせようと考えていたのであつた（「少女」^③六〇頁）が、五節の舞姫の準備のために二条院に參上していたところで夕霧に見出される（「少女」^③六一頁）。しかし、惟光は儀式が終わつたのに「典侍あきたるに」と言つて娘を典侍として出仕させるることを望み（「少女」^③六四頁）、それが叶つたことで夕霧との関係は終わるようにも見える。ところが、藤典侍が葬祭りの祭の使いを務めたとき、「なほこの内侍にぞ、思ひ離れず這ひ紛れたまふべき」（「藤裏葉」^③四四八頁）と雲居雁と正式に結婚した後も人目を忍んで逢うことが推測されているように関係は続き、両者の間には「大君、三の君、六の君、二郎君、四郎君」（「夕霧」^④四八九頁）と正妻である雲居雁に引けを取らないほどの人数の子どもが生まれる。⁽¹³⁾その中でも、六の君は夕霧によつて落葉の宮に預けられて養女として育てられ（「匂兵部卿」^⑤三三頁）、やがて今上帝の第三皇子である匂宮と婚姻関係を結ぶのであつた。匂宮は、父の今上帝や母の明石の中宮から東宮になることを期待された皇子であり、物語には語られていないものの、将来匂宮と六の君の間に御子が生まれ、六の君が「后がね」の女君として厚遇されていく可能性を考えることができよう。⁽¹⁴⁾このように見て

みると、受領階級の娘が高貴な男性の妻のひとりとなり、両者の間に生まれた娘を高貴な女性の養女とし、その娘がやがて「后がね」として扱われるようになるという物語の展開は、明石の君の物語にも藤典侍の物語にも共通している。これがまさに惟光が目指した「明石の入道の例」なのであろう。

しかし、さらに物語を読んでいくと両者の共通性はそればかりではないことに気付く。明石の君の物語においては、皇女である女三の宮の存在によって、正妻格の紫の上を含めた光源氏の夫人们の関係性に変化が生じ、藤典侍の物語においては、皇女である落葉の宮の存在によって、正妻である雲居雁の立場までもが脅かされる状況になつていている。光源氏の正妻格の女君である紫の上は、明石の君の存在に心を痛めるばかりではなく、皇女である女三の宮の降嫁によつてさらに苦悩を深めていく。一方で、夕霧の正妻である雲居雁は、正妻として絶対的な立場にあつたが、落葉の宮の存在によって夫人としての順位付けが変化することを意識せざるを得ない状況に追いや込まれていくのである。それぞれの物語に登場する二人の女君、明石の君と藤典侍、紫の上と雲居雁、そして女三の宮と落葉の宮は、それぞれ対応した立場にあると考えることができる。つまり、一人の男性をめぐる三人の夫人たちの立場や状況の変化が描かれた明石の君の物語と藤典侍の物語は、さまざまなかたで状況が重ねられ、

対になるものとして位置付けられるのである。

不得奏請宣伝。女孺一百人。

〔新訂増補国史大系『令義解』〕「卷一」

後宮職員令 内侍司条 六五〇六六頁)⁽¹⁶⁾

二つの物語に共通性が見えるといつても、すべてが重なり合うわけではない。もっとも大きな違いとなるのは、藤典侍が「典侍」という公的な職掌を持つ女官であるということであろう。光源氏しか頼るものがない明石の君に対し、藤典侍が「典侍」であるということは、物語においてどのような意義を持つのであろうか。そのことを考察するために、まずは「典侍」そのもののあり方について検討してみたい。

三、典侍の位相

まずは典侍という女官が後宮においてどのような位置にいたかを確認しておこう。⁽¹⁵⁾ 典侍については、『令義解』「後宮職員令」において次のように規定されている。

尚侍二人。掌供奉常侍。奏請。〔謂。奏而請其報。凡此為女司。不涉男官。若湏涉者。自依勅貞式也。〕宣伝。檢校女孺。〔謂。

下條。諸氏氏別貢女。雖非氏名。欲自進仕者聽。是也。〕兼知内外命婦朝參及禁内礼式〔謂。後宮礼式也。〕此司以下無女史者。皆取女孺堪任者為之也。〕之事。典侍四人。掌同尚侍。唯不得奏請宣伝。若无尚侍者。得奏請宣伝。掌侍四人。掌同典侍。唯

典侍の職掌については、従来さまざまな視点から多角的に検討がなされてきた。中でも加納重文の論考においては、令制下の典侍の職務を具体的に示す例として、天皇の即位・譲位の奉仕や襄帳、陪膳や賀茂祭・八十島祭の使いなどの例が見えることや、臨時に尚侍

にかわっての奏請や親王元服・内親王襲着の儀、皇太子・親王・内親王対面の場面に奉仕する例などが指摘され、さらに平安中期の即位・譲位の折に御剣璽等を持つ例や賽帳命婦を代行する例が挙げられており、高級女官としての典侍の職掌が明らかにされている。また、平安中期頃から次第に典侍の乳母化の傾向が指摘され、一条天皇の乳母のうち二人が典侍であることや、後一条天皇の乳母四人の全員が典侍経験者であることが検証されているほか、『枕草子』「位こそなほめでたきものは」に「内わたりに、御乳母は、内侍のすけ、三位などになりぬれば、重々しけれど」とあるように、典侍は天皇の乳母に与えられる名譽職のような位置付けの官職になつていったのである。

『枕草子』には「女は内侍のすけ。内侍」とあるほか、「さりぬべからむ人のすめなどは、さしまだらはせ、世のありさまも見せならはさまほしう、内侍のすけなどにしてしばしもあらせばやとこそおぼゆれ」と高貴な家の娘は典侍として宮仕えをさせたいと語られている。⁽³⁵⁾さらに、清少納言が「俊賢の宰相など、『なほ内侍に奏してなさむ』となむ定めたまひし」と典侍に推薦すると奏上しようと聞いただけでも書く記事もあり、物語においても『落葉物語』に登場する乳母子のあこぎは、姫君の母親の存命中から姫君に仕えて活躍した人物であるが、物語の最後でそのあこぎについて「むかしの

あこぎ、今は内侍のすけになるべし」とあり、典侍という地位まで上り詰めたことが語られている。こうした記述からは、典侍として出仕することへの憧れや讃美の姿勢が見て取れ、典侍になることは貴族の娘が望む理想的な出仕のあり方だったものである。

それでは、『源氏物語』において典侍はどのように描かれているであろうか。『源氏物語』には複数の典侍が登場するが、最も登場回数が多いのは源典侍であり、源典侍は「五十七八」（「紅葉賀」⁽³⁶⁾三四二頁）の老女官であるとされ、光源氏と頭中将との間で色恋沙汰を繰り広げるほか、「朝顔」卷ではすでに出家したことが語られている（「朝顔」⁽³⁷⁾四八三頁）。この他には、桐壺更衣が死去した後に更衣の母を慰問した鞍負命婦が「『参りては、いとぞ心苦しう、心肝も尽くるやうになん』と典侍の奏したまひしを」と語る」とで存在がわかる典侍（「桐壺」⁽³⁸⁾一七頁）や、桐壺帝に亡き桐壺更衣によく似た姫宮がいることを知らせる「先帝の御時」から仕える「上にさぶらふ典侍」（「桐壺」⁽³⁹⁾四一頁）、藤壺中宮主催の絵合に参加することを許された「平典侍」と「大式典侍」（「絵合」⁽⁴⁰⁾三八〇頁）、尚侍への昇進を願う「ただ今上にさぶらふ古者の典侍一人」（「行幸」⁽⁴¹⁾三〇〇頁）、明石の女御が産んだ第一皇子の御湯殿の儀に奉仕する「春宮の宣言なる典侍」（「若菜上」⁽⁴²⁾一〇九頁）が登場する。これらの典侍たちについて、外山敦子は『源氏

物語』の典侍は「名譽職的」なそれではなく実務を担う典侍のイメージが重ねられ、作品が書かれた時代よりも半世紀から一世紀前の九世紀～十世紀にかけての典侍像を前提とするべきことを指摘⁽³⁸⁾し、加納重文は「全体に天暦（647～957）頃を背景にする」と述べ⁽³⁹⁾る。

『源氏物語』における典侍は、尚侍に次ぐ女官という地位にあつたのであり、藤典侍もその中の一人として、公的な職掌を持つ社会的に安定した立場にある女性であったといえよう。『夕霧』巻で藤典侍と雲居雁とが歌の贈答をしたとき、藤典侍は自らが典侍であることを強く意識していたと考えられるが、それに対して官職を持たない雲居雁の立場はどうのことらえればよいのであるうか。高貴な貴族の妻としての雲居雁の立場に着目しつつ、両者の関係性を検討してみたい。

四、「家夫人」としての雲居雁と「典侍」としての藤典侍

雲居雁は「わかんどほり」の姫君と内大臣との間に生まれた女君であり、血筋の尊さは弘徽殿女御に引けを取らないほどであったが、受領の妻となつた母のもとを離れて大宮に養育され、「女御には、よく思ひおどしき」とえたまへれど、人柄、容貌などいとうつく

しくぞおはしける」と父には弘徽殿女御よりも軽く扱われていたものの、人柄や顔立ちは可愛らしい人として描かれている（「少女」③二二頁）。内大臣の反対を乗り越えて夕霧の妻になつた後は、「年ごろの積もりもどり添へて、思ふやうなる御仲らひなめば、水も漏らむやは」と水が漏れる隙間もないとたゞえられるほど夫婦仲が親密であることが語られるのである（「藤裏葉」③四五五頁）。

雲居雁は夕霧からの愛情を頼りに、正妻としての地位を築きあげていつたのであるが、史上においては貴族の妻であることによつて叙位された女性たちの例が見えることが指摘されている。服藤早苗は八世紀から九世紀の初め頃までは女官たちが位階や官職に応じて給付を得る「夫とは別に家政機関を持つ個別的所有主体」であったものの、九世紀の中頃以降は女官として出仕することで叙位されるよりも、「妻や祖母・母という家族内の身分關係」によって「社会的地位が決定される場合が多くなる」ことを指摘している。⁽⁴⁰⁾同様に、伊集院葉子は貴族女性たちが自身の働きによって位階を与えられる存在から「高官である男性の配偶者」や「天皇の外祖母」として位階を与えられる存在へと変化していくことを指摘⁽⁴¹⁾し、大納言清原夏野の妻である葛井宿禰庭子や藤原良房の妻である源潔姫の例を挙げる。源潔姫は嵯峨天皇の皇后で賜姓源氏であり、藤原良房との間に後に文徳天皇の女御で清和天皇の母となる明子を産む。潔姫は承和

八年に「无位源朝臣潔姫正四位下」と無位から正四位下に叙され、⁽⁴⁴⁾

その日に良房が嵯峨天皇に奉慶したことが伝わっている。⁽⁴⁵⁾さらに、清和天皇立太子のときは、良房が正三位に叙されると共に「加其家夫人正四位下源朝臣潔姫從三位」と潔姫が從三位に叙されており、「家夫人」と明記されている。⁽⁴⁶⁾

いずれ夕霧が高官にのぼり、雲居雁がこうした例のように厚遇されるのであれば、いわゆる「家夫人」である雲居雁の方が藤典侍よりも優位に立っているようにも見える。しかし、当該場面において雲居雁は「家夫人」として不可欠な正妻としての確固たる立場を脅かされている。かつては「水も漏らむやは」と語られるほど親密だった夫婦仲が、夕霧が落葉の宮に心を移したことで崩れ、妻のひとりである藤典侍まで含めた夕霧の夫人たちの関係性が変化し、雲居雁は父である致仕の大内邸に里帰りするほど、夕霧の愛情に期待できない状況になっているのである。一方で、藤典侍と夕霧との関係性はどうであろうか。「夕霧」巻で藤典侍が雲居雁に贈った「数ならば」歌が藤典侍が自らを卑下する歌であることは先に確認したが、藤典侍は「典侍」という官職を持つことで夕霧の愛情がなくとも生きていくことの出来る立場を築きあげている。「典侍」という公的な官職を持つ女性である藤典侍の存在によって、「家夫人」として夕霧の愛情に頼ることでしか生きることの出来ない雲居雁の立場が

浮き彫りになるのである。

そして、妻のひとりでしかない女性が男性から離れていく様子は、光源氏と三人の夫人たちの物語からも見て取ることができる。正妻格の紫の上は幼い頃から光源氏のことだけを頼りに生きてきた女君であった。そうした中で、明石の君はひたすらに卑下して生きてきた我が身を振り返りつつ、紫の上や女三の宮と我が身を比べて「まして、立ちまじるべきおぼえにしあらねば、すべて、今は、恨めしきふしもなし」と、自分は肩を並べることのできる身ではないのだから心残りはないという意識を持つ（「若菜上」④一三二頁）。明石の君は、「身のほど意識」を抱くことによつて紫の上や女三の宮のような苦しみを負うことのなかつた立場にあることを納得しようとして、光源氏から離れていくのである。ここで夕霧の物語に視線を戻すと、藤典侍のあり方はそれとは少し異なることに気付く。藤典侍はあくまでも女官であり、夕霧との関係も正妻ではなく妻のひとりにどどまるが、「典侍」という公的な職掌を持つことによって夕霧の愛情を受けなくとも生きていくことのできる立場を築き上げていくのである。こうした両者の存在によつて、二つの物語で正妻（正妻格）として語られる雲居雁と紫の上が、夫の愛情にしか頼ることのできない女君であることが照らし出されていく。雲居雁と藤典侍の物語は、紫の上と明石の君の物語のあり方をも改めて問い合わせて直して

いるのである。

「夕霧」巻の巻末において夕霧の二人の夫人、雲居雁と藤典侍は歌の贈答をするが、それは落葉の宮の存在によつて夕霧の夫人達の序列が変化し、正妻である雲居雁までもが不安定な立場に置かれていることを意識したものであつた。夕霧の正妻として夫人集団の最上位にあつたはずの雲居雁は、皇女である落葉の宮と夕霧との関係が深まるのに連れて心を痛める中で、妻のひとりとみなして見下してきた藤典侍からの同情を素直に受け入れることができない。藤典侍は雲居雁の辛さを思いやりつつ、自らを卑下した歌を詠むが、そこには「典侍」という立場にあることの余裕が少なからず影響していたのであろう。「家夫人」として夕霧の愛情だけを頼りに生きてきた雲居雁にとって、落葉の宮の存在によつて正妻としての立場が脅かされること、安定した生活を失うことと同義であったといえよう。しかし、藤典侍は「典侍」という官職を抛り所とすることで、夕霧の愛情に期待せずとも生きていいくことができる。「夕霧」巻において両者が歌の贈答をする場面からは、夕霧の正妻でありながらも夕霧の愛情ばかりを頼りにする「家夫人」としての雲居雁と、「典侍」として公的に保障された地位にある藤典侍の、社会的な立場の相違を見ることがあるのである。

藤典侍は「夕霧」巻の歌の贈答場面を最後に物語には登場しなく

なり、以降は藤典侍と夕霧との間に生まれた子女たちの活躍が語られるだけになる。それは、藤典侍がもはや夕霧の世界から離れていつたことを明示しているのである。

注

(1)『源氏物語』の本文は、小学館刊新編日本古典文学全集『源氏物語』により、巻名、巻数、頁数を付す。以下、同じ。

(2)『細流抄』(伊井春樹編、源氏物語古注集成『細流抄』桜楓社、一九八〇年一月、三三五～三六頁)、『萬水一露』(伊井春樹編、源氏物語古注集成『萬水一露』) (四) 桜楓社、一九九一年一月、一三三頁)、『林逸抄』(岡窓偉久子編、源氏物語古注集成『林逸抄』おうふう、二〇一二年五月、八二頁)、『岷江入楚』(中野幸一編、源氏物語古註釈叢刊、武藏野書院、五一一页)、日本古典文学大系(岩波書店、頭注)、玉上琢彌『源氏物語評釈 第八卷』(語釈)、日本古典文学全集(小学館、頭注)、新潮日本古典集成(新潮社、頭注)、新日本古典文学大系(岩波書店、脚注)、新編日本古典文学全集(小学館、頭注)。

(3)玉上琢彌『源氏物語評釈 第八卷』四八三頁。

(4)加藤昌嘉『源氏物語の鑑賞と基礎知識 夕霧』至文堂、二〇〇一年

六月、二五一頁。

(5) 日本古典文学大系『源氏物語』「夕霧」④一六九頁。

(6) 新潮日本古典集成『源氏物語』「夕霧」⑥九七頁。

(7) 新日本古典文学大系『源氏物語』「夕霧」④一五六頁。

(8) 筒井ゆみ子「けやけし」大野晋編『古典基礎語辞典』角川学芸出版、

一〇一一年一〇月。なお、『源氏物語』において「けやけし」といふ語は他に三例が見え、明石の君のもとで年を越した光源氏が元旦に紫の上のもとに帰るとき、紫の上の「なまけやけしと思すべかめる心中はばかられたま」ふ例（「初音」③二五一頁）、光源氏が玉鬘の女房である右近に男女の文のやり取りについて教え諭す際に自分の体験を振り返り、女性から返事がなかつた時には先方の女性が分からずやであるとか身の程をわきまえていないなどと「けやけうなどもおぼえけれ」と語る例（「胡蝶」③一七七頁）、藤花の宴で弁の少将が葦垣を謳つたところ内大臣が「いとけやけうも仕うまつるかな」とからかつた例（「藤裏葉」③四三九頁）がある。

(9) 日本古典文学全集『源氏物語』「夕霧」④四七四頁。

(10) 中野幸一編、源氏物語古註釈叢刊『岷江入楚』、武藏野書院、五一
一頁。

(11) 日本古典文学大系（岩波書店、頭注）、新潮日本古典集成（新潮社、
頭注）。

(12) 「若菜上」卷において、明石の入道が明石の君の誕生を前に瑞夢を見たことが語られ、明石の君を大切に養育するための資金を得るために播磨に下り、住吉の神に祈つて夢の実現を願い続けてきたとされる（「若菜上」④一二一、一七頁）。

(13) 「若菜下」卷において「夏の御方は、かくとりどりなる御孫あつかひをうらやみて、大將の君の典侍腹の君を切に迎へぞかしづきたまふ」とあるように、紫の上が明石の姫君が産んだ御子たちの世話ををするのをうらやんだ花散里が夕霧と藤典侍との間に生まれた子を養育していることが語られていた（「若菜下」④一七八頁）が、「夕霧」卷でも「三の君、二郎君は東の殿にぞとりわきてかしづきたてまつりたまふ」と花散里が大切に育てていることが繰り返し語られている（「夕霧」④四八九頁）。

(14) 匂宮は八月十六日夜から婚儀のために六の君のもとに通つていたが（「宿木」⑤四〇一頁）、宇治から上京して一条院に住む中の君はすでに懷妊しており（「宿木」⑤三八五頁）、男御子が誕生することとなる（「宿木」⑤四七二頁）。吉井美弥子は「宿木」卷の御子の産養が詳細に語られてることをふまえ、この御子が「公に認められた匂宮第一子」と位置付けられ、匂宮が春宮候補であるということが、この御子の「立坊の可能性をも示唆するもの」であることを指摘する（「中の君の物語」『読む源氏物語 読まれる源氏物語』

森話社、二〇〇八年九月、二〇一頁）。つまり、将来的に匂宮と六の君との間に御子が誕生したとしても、中の君の産んだ御子が第一皇子であることに変わりはなく、六の君よりも先に中の君が「后がね」として扱われる可能性も考えられる。

- (15) 典侍についての主な先行研究としては、角田文衛『日本の後宮』(學燈社、一九七三年五月)、加納重文『典侍考』(『風俗』一七一四、一九七九年八月)、角田文衛『後宮の歴史』(『国文学』一五一一三、一九八〇年一〇月)、須田春子『平安時代後宮及び女司の研究』(千代田書房、一九八一年五月)、浅井虎夫『新訂女官通解』(講談社学術文庫、一九八一年五月)、本橋裕美『藤典侍の出仕をめぐつて』(『源氏物語 煌めくことばの世界II』翰林書房、二〇一八年五月)などがあり、以下、先行研究をふまえつつ典侍の位相を検討することとする。
- (16) 旧字を新字に改めたところがある。〈〉は割注を示す。
- (17) 新訂増補国史大系『延喜式』(中)卷十二 中務省 宮入時服条(三五六頁)、女官馬料条(三五六頁)。
- (18) 新訂増補国史大系『令義解』卷四 祿令 宮人給祿条 一七一～一七二頁。
- (19) 新訂増補国史大系『類從三代格前編』卷五 定官員弁官司事、大同二年(八〇七)十一月十五日太政官奏、一三一～一三三頁。

(20) 加納重文『典侍』『平安文学の環境—後宮・俗信・地理』和泉書院、二〇〇八年五月。

(21) 新訂増補故実叢書『西宮記』(一)卷十一 天皇讓位事、一四三一～一四四頁。

(22) 新訂増補故実叢書『西宮記』(一)卷十一 天皇讓位事、一四三一～一四四頁)、新訂増補故実叢書『北山抄』(卷三、三三〇頁)。

(23) 大日本古記録『九曆』(天暦元年(九四七)年正月廿三日条、三頁)、新訂増補故実叢書『西宮記』(一)卷八 隅膳事、五八頁)。

(24) 大日本古記録『貞信公記』天暦二年(九四八)四月十八日条、二五六頁。

(25) 新訂増補故実叢書『西宮記』(一)卷七 御即位後被立京畿七道幣使事、一九頁。

(26) 増補史料大成『歴代宸記』所収『村上天皇御記』康保元年(九六四)五月二日条、一六七頁。

(27) 新訂増補故実叢書『西宮記』(一)卷十一 親王元服、一六四～一六五頁、卷十一 内親王着裳、一六六～一六七頁。

(28) 新訂増補故実叢書『西宮記』(一)卷十一 皇太子対面、一六八頁)、増補史料大成『歴代宸記』所収『村上天皇御記』(応和元年(九六二)十一月四日条、一三七頁)。

(29) 増補史料大成『權記』(一)寛弘八年(一〇一)六月十三日条、

一六〇頁。

(30) 大日本古記録『御堂闕白記』(上) 寛弘八年(1011)八月廿三

日条 一一七、一一八頁。

(31) 加納重文「典侍」『平安文学の環境—後宮・俗信・地理』和泉書院、

一〇〇八年五月。

(32) 角田文衛「後一条帝の乳母たち(一)～(四)」『古代文化』一三

一三・六・一〇・一二、一九七〇年三・六・一〇・一二月。

(33) 新編日本古典文学全集『枕草子』「位こそなほめでたきものはあれ」

三二六頁。

(34) 新編日本古典文学全集『枕草子』「女は」二九七頁。

(35) 新編日本古典文学全集『枕草子』「生ひさきなく、まめやかに」五

六頁。

(36) 新編日本古典文学全集『枕草子』「二月つゝもりぐろに、風いたう

吹きて」一一〇頁。

(37) 新編日本古典文学全集『落葉物語』卷四、三四三頁。

(38) 外山敦子「女房、女官のライフコースと物語 物語文学」助川幸逸

郎他編『新時代への源氏学6虚構と歴史のはざまで』竹林舎、一〇

一四年五月、八八頁。

(39) 加納重文「典侍」『平安文学の環境—後宮・俗信・地理』和泉書院、

一〇〇八年五月、一二三頁。

(40) 服藤早苗「平安前期の貴族の家と女性」『平安朝の家と女性—北政

所の成立』平凡社、一九九七年六月、四四～四五頁。

(41) 服藤早苗「平安前期の貴族の家と女性」『平安朝の家と女性—北政

所の成立』平凡社、一九九七年六月、五〇頁。

(42) 伊集院葉子「女官のイエと家政機関」『古代の女性官僚 女官の出

世・結婚・引退』吉川弘文館、二〇一四年一月、一八五頁。

(43) 『類聚国史』に「授主人室尤位葛井宿禰庭子。第一男正六位上灌雄

從五位下」とある(新訂増補国史大系『類聚国史』卷三十一、天皇
行幸下、天長七年(830)九月、一七六頁)。

(44) 新訂増補国史大系『続日本後紀』卷十、承和八年(841)十一月

丁巳条、一二四～一二六頁。

(45) 大日本古記録『九曆』天慶七年(944)十月九日条、一一八頁。

(46) 新訂増補国史大系『日本文德天皇璽錄』仁寿元年(851)十一月

乙亥条、三三頁。